

豆知識 フレックスタイム制度とは？

フレックスタイム制度とは、一定期間内（1～3ヵ月）に働くべく定められた労働時間数の中で、労働者が始業と終業の時刻を自由に選択できる制度です。労働者にとっては時間を有効に使い、生活にゆとりを得られるメリットがあり、企業側には作業効率の向上・繁閑の差による残業時間の抑制などのメリットがあります。

通常、日中の営業や業務に支障を来さないようにこの制度を採用している多くの企業が、コアタイム（必ず出勤していなければならない時間）を設けています。



印西市 本文参照

アパ マンションの管理員兼清掃スタッフ

無理なく通える駅チカ勤務地◎年齢・経験は不問♪

【給与】時給**1,100円**

【時間】①8:00～15:00(休憩1h)勤務/月、火、水、金、土
②8:00～11:00 勤務/月、木、水、金、日
※①②をローテーション勤務で週3～4日
※月70時間程度の勤務です。

【待遇】交通費全額支給、雇用保険加入、入社祝い金1万円(入社3ヶ月後に全額支給) ※その他、当社規定による

【勤務地】千葉県印西市戸神台1丁目17
北総線「千葉ニュータウン中央駅」徒歩7分

【応募】電話または二次元コードよりお気軽にご応募ください。面接時、履歴書(写紙)をご持参ください。

■清掃業務
エレクトクファシリティサービス株式会社
横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル2F
☎045-323-9550(採用係)
<https://www.eletec.ne.jp/>

松戸市新松戸 武蔵野線「新松戸」駅より徒歩4分

アパ 土木作業員、雑工スタッフ

寮完備!毎日全額日払いOK!
Wワーク大歓迎!年齢問わず大歓迎!

【仕事】解体、建築、土工、雑工
カンタン作業や後片付けのお仕事です♪
☆現場直行直帰OK!
☆出張可能な方歓迎!(3食付き・宿あり)

【資格】資格・経験・学歴不問、未経験者歓迎

【給与】日給**10,000円～15,000円**
※一律手当含む、経験考慮

【時間】8:00～17:00(実働8h、休憩1h)
※現場により早出・残業の場合有 ☆週1日～OK

【待遇】寮完備(シェアハウス)、社員登用制度有、
交通費規定内支給、全額日払いOK、車通勤可

【応募】まずはお気軽にお電話ください。面接は履歴書不要!

■建築土木業
有限会社松浪組 千葉支店
千葉県松戸市新松戸4-27-2三光ビル1F
☎047-710-3237(採用係)

ワンポイント講座

休日・休暇編

ここでは休日・休暇に関する疑問に答えます！



休日の定義は何ですか？

「休日」とは労働契約上、労働の義務がない日のことです。休日としての「1日」の捉え方は原則として0時～24時までの1暦日です。つまり、24時間の休みでないと休日とは言えません。例えば、夜勤などで日をまたいで勤務する場合、次の日は「明け休み」となり、休日としてカウントはされません。



法定内休日と法定外休日とは何ですか？

法定内休日：与えることが法律で定められている休日。
法定外休日：独自に会社で定めた法定以上の休日。
労働基準法には、毎週少なくとも1日、または4週を通じて4日の「法定休日」を労働者に与えなければならない、とあります。例えば、法定内休日を日曜日、法定外休日を土曜日とした週休2日制の場合、土曜日の法定外休日を就業規則により与えなくても違法ではありません。



有給休暇は必ずもらえるのでしょうか？

労働基準法に、企業側は、その雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない、とあります。また、パートタイムの労働者も一定の基準を満たせば付与されます。



求人広告の休日欄に「週休2日制」、または「完全週休2日制」と表示されているのを見かけることがあると思います。どちらも週に2日は完全に休める、と解釈されがちですが実は違います。「完全週休2日制」：4週のうち全て週2日は完全に休める。「週休2日制」：4週のうち1回、どこかの週で週2日の休みがある、という意味で、完全に週2日休めるわけではないのです。

ワンポイント講座

研修編

ここでは研修に関する疑問に答えます！



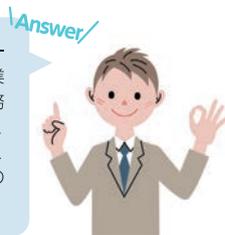
「試用期間」と「研修期間」の違いは何ですか？

「試用期間」とは、雇用主側が正式な採用通知を出す前に、応募者の能力や仕事の適性などを見極めるために設けられている期間のことです。一般的に1～3ヶ月間くらいが目安とされています。「研修期間」は自身がスキルを身につける期間で、あくまでも通常業務を行うための教育期間です。



研修期間が6ヶ月と言われました。長いと感じましたが期間の決まりはありますか？

研修期間について、法律の定めはありません。一般的に2週間～1ヶ月くらいに設定している事業所が多いようです。とは言え、勤務のペース、業務内容等にも起因するものなので、「研修期間」は、働く側が引き続き本格的な業務にあたるよう、指導・教育を受けるために設けられているものと捉えましょう。



休日に研修を受けるように言われました。この日の給料はもらえますか？

「必ず参加(強制)」か「できれば参加(任意)」で異なります。仕事に必須な資格や知識を習得するための強制的な研修であれば、給料は支払われるべきでしょう。任意の研修であれば、支払いの有無は会社の考え方によるでしょう。



事業所によっては、試用期間・研修期間中の時給を正規の時給よりも低く設定していることがあります。法律上では問題のないことなのですが、試用期間・研修期間が過ぎても正規の時給に上がらない、と時給に関するトラブルも少なくありません。労働条件通知書等に記載されていた期間を過ぎても、正規の時給にならない場合は、一度採用担当者にお問い合わせみましょう。雇用の条件について改めて確認することをおすすめします。

勤務地で選ぶ、地元で働く

千葉エリア

N

地域別最低賃金は、その地域で働く すべての人に適用されます！

